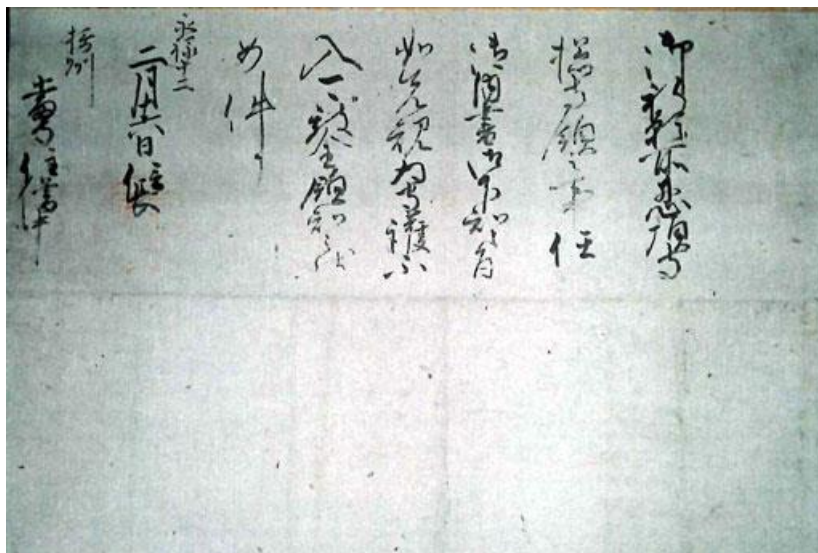


茨木市の指定文化財

茨木市指定文化財（有形文化財 古文書）

おだのぶなが しゅいんじょう
織田信長朱印状



- ◇所在地 茨木市大字忍頂寺
- ◇指定番号 古文書第2号
- ◇指定年月日 平成11年5月1日

この朱印状は、永禄12年（1569年）2月16日の日付と「信長」の銘があり、織田信長が使用した朱印が押されているものです。朱印は著名な「天下布武」で、初めの頃の丸みがかかった楕円で縁どりが細かいものです。

本文書は永禄12年（1569年）2月16日に出されたものですが、文面はいずれも忍頂寺が御祈願所であり、寺領全域について、守護不入の地であることを認めたものです。

その経過は、室町幕府最後の将軍足利義昭は、永禄11年（1568年）に将軍位に就任しました。翌永禄12年（1569年）本圀寺に三好三人衆の攻撃を受けましたが、これを撃退。岐阜から駆けつけた信長は、二条に義昭の御所を造営しました。

そして、義昭は同年2月7日、毛利氏と大友氏の講和を勧告するなど将軍として政治行動を始め、2月15日に足利義昭の御内書が発給され、同日付の添状形式で奉行人奉書が出されました。さらに、信長の朱印状が添状の形で翌日発給されました。

この朱印状は、当時の将軍義昭と織田信長の関係を示す貴重な資料といえます。